

檀原市自殺対策計画後期計画

～誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指して～

令和7年3月

檀原市

目次

第1章	計画策定にあたって	
1.	計画策定の趣旨	1
2.	計画の位置づけ	1
第2章	檀原市の現状と課題	
1.	檀原市の自殺の現状	2
2.	休養・こころの健康づくりに関する現状	8
3.	平成30年から令和4年の檀原市の推移	16
4.	自殺の実態からみる重点的に取り組む対象	16
5.	中間評価	17
第3章	施策体系	
1.	基本施策	20
2.	重点施策	22
3.	生きる支援関連事業一覧	24
第4章	評価	
1.	施策の評価	32
2.	成果指標	32
	資料編	

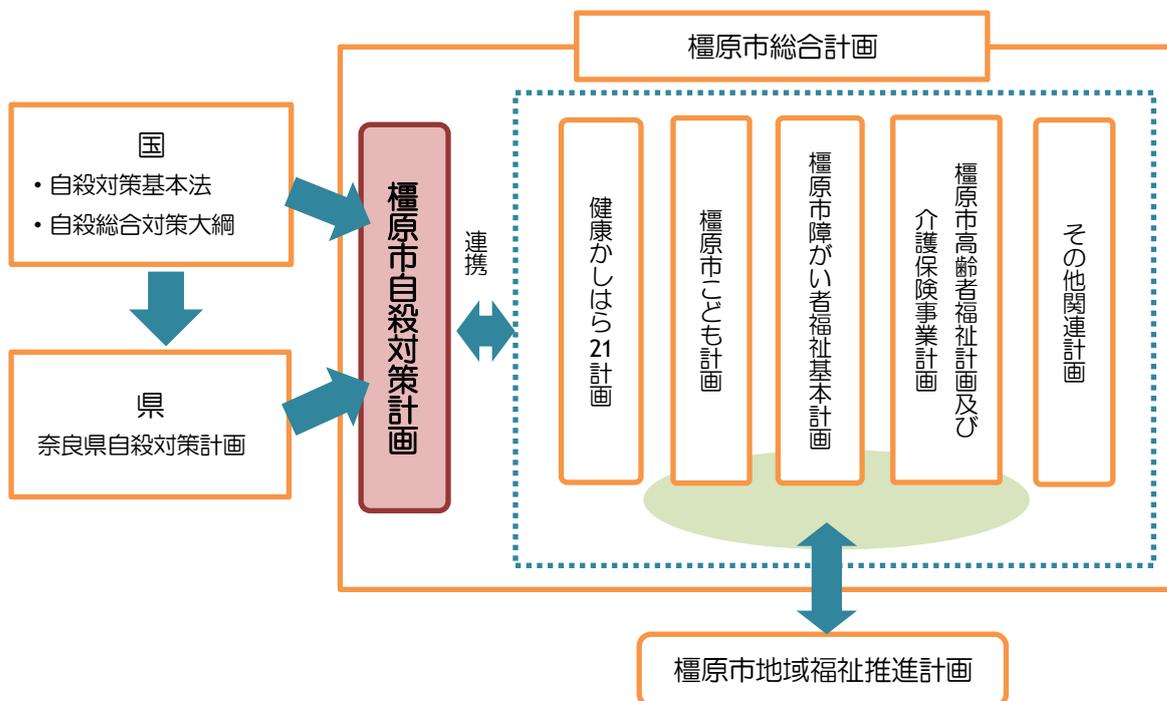
第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

この計画は令和2年度から令和11年度を計画期間としており、策定から5年目に中間見直しを行うこととしていました。本年度がその見直し年度に当たるため令和2年作成の計画の評価を行い、また令和4年に第4次自殺総合対策大綱の制定で内容の具体化が挙げられたことを内容に盛り込み、中間見直しを行いました。本市の自殺をめぐる課題や今後の方向性を見直し、計画の最終年度である令和11年度における目標の達成に向けて、引き続き地域の関係機関や団体との連携も含めた取り組みとし、目標年度とする10年のうち、令和7年度から令和11年度までの5年間を後期計画とします。

2. 計画の位置づけ

本計画は、国の大綱・指針の趣旨を踏まえつつ、自殺対策基本法第13条第2項に基づき策定します。なお、本計画は「檀原市総合計画」を上位計画とし、「檀原市健康かしはら21計画」など関連する計画との調和を図り策定します。



第2章 橿原市の現状と課題

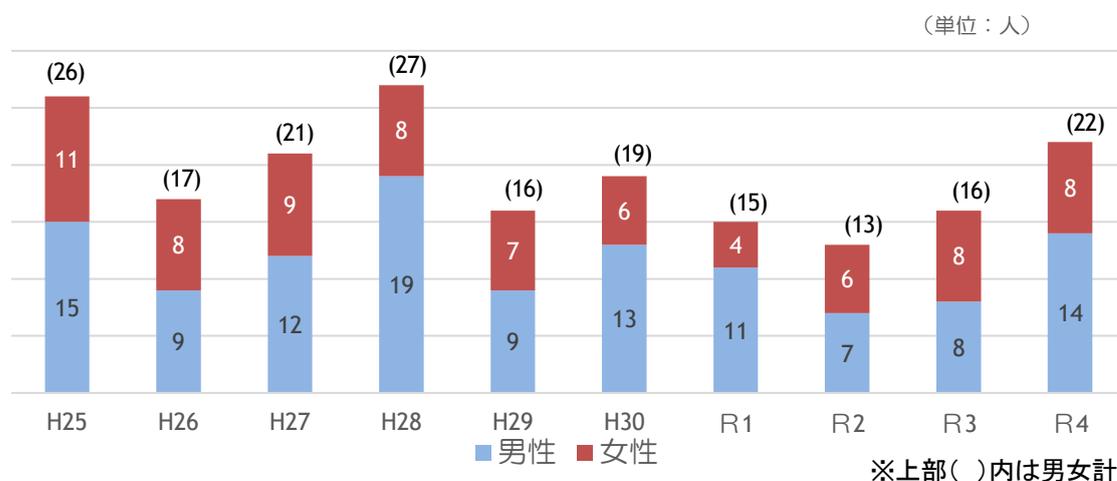
1. 橿原市の自殺の現状

1) 自殺者数及び自殺死亡率の推移

① 自殺者数の推移

10年間で192人の方が亡くなっています。男女別では、男性117人（61%）、女性75人（39%）で、男性が多い状況です。【図1】

【図1. 橿原市自殺者数の推移】



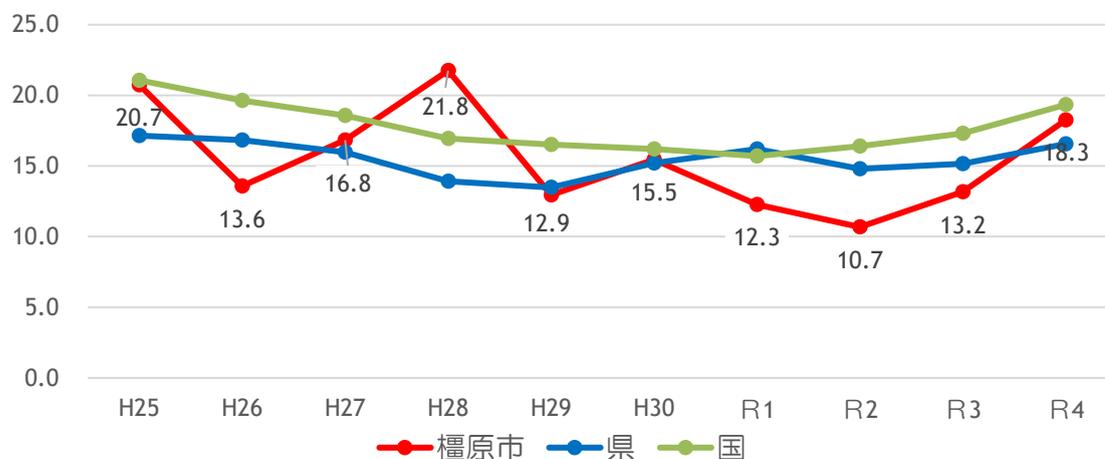
出典：自殺統計（自殺日・住居地）（警察庁）

② 自殺死亡率の推移

自殺死亡率は、概ね国を下回っています。また、国および県は令和1～2年ころより上昇傾向があり、本市も令和2年に平成21年以降最少を記録したのち、上昇へ転じています。【図2】

【図2. 橿原市自殺死亡率（人口10万対）の推移（国・県比較）】

(単位：%)



出典：自殺統計（自殺日・住居地）（警察庁）

③ 檀原市の死因別死亡順位

檀原市の年代別死因中の自殺の順位は、20歳未満・20歳代・30歳代で1位、40歳代で2位となっており、青・壮年期の死因の上位となっています。【表1】

【表1. 檀原市の死因別死亡順位（H30～R4 合計）】

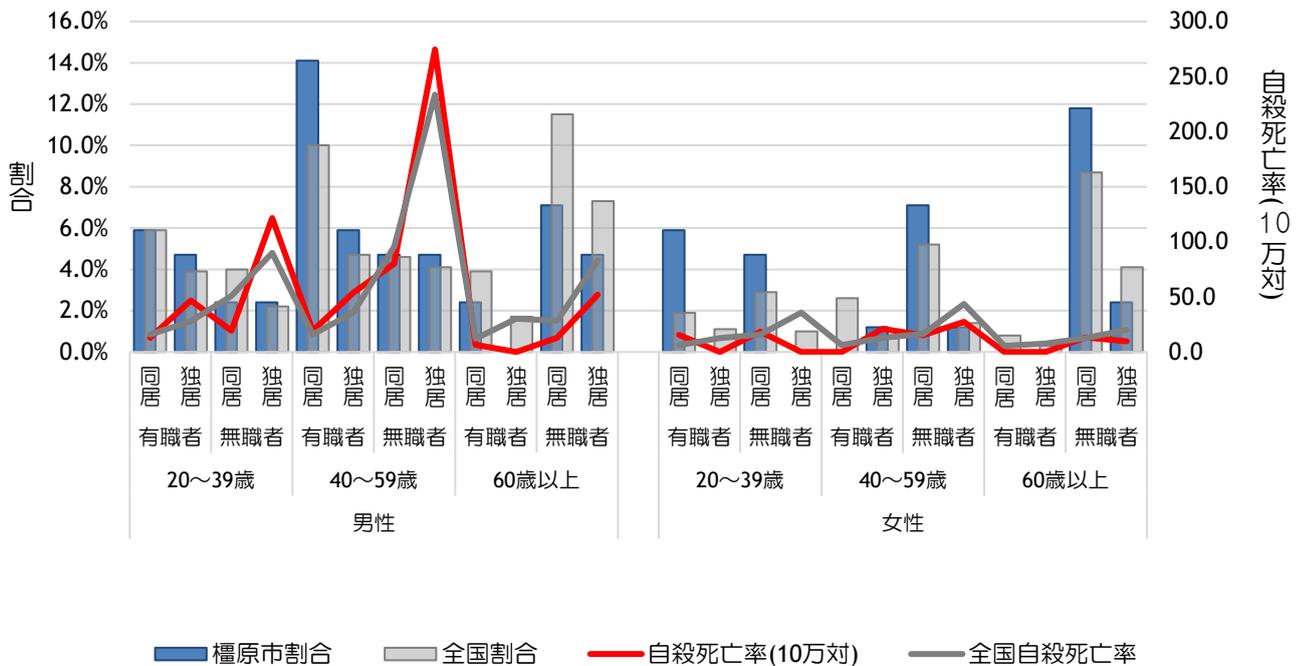
	自殺		1位		2位		3位		4位		5位	
	死因中順位	死亡者中割合	死因	死亡者中割合	死因	死亡者中割合	死因	死亡者中割合	死因	死亡者中割合	死因	死亡者中割合
20歳未満	1位	16.7%	自殺	16.7%	(複数同率)	11.1%	—	—	—	—	(複数同率)	5.6%
20歳代	1位	66.7%	自殺	66.7%	その他外因	16.7%	消化器疾患 不慮の事故 他殺	5.6% 5.6% 5.6%	—	—	—	—
30歳代	1位	34.5%	自殺	34.5%	悪性新生物	13.8%	心疾患(高血 圧性除く) 不慮の事故	10.3% 10.3%	—	—	肝疾患	6.9%
40歳代	2位	18.6%	悪性新生物	28.9%	自殺	18.6%	心疾患	11.3%	肝疾患	8.2%	脳血管疾患	6.2%
50歳代	3位	7.6%	悪性新生物	44.7%	心疾患(高血 圧性除く)	8.6%	自殺	7.6%	不慮の事故	7.1%	肝疾患	5.6%
60歳代	9位	2.2%	悪性新生物	47.2%	心疾患(高血 圧性除く)	13.6%	脳血管疾患	5.5%	その他呼吸 器系疾患	3.3%	肺炎	3.0%
70歳代	21位	0.6%	悪性新生物	43.9%	心疾患(高血 圧性除く)	12.9%	肺炎	5.7%	脳血管疾患	5.4%	その他呼吸 器疾患	5.0%
80歳以上	30位	0.2%	悪性新生物	19.6%	心疾患(高血 圧性除く)	16.8%	老衰	13.4%	肺炎	9.6%	その他呼吸 器疾患	7.2%
合計	13位	1.4%	悪性新生物	28.1%	心疾患(高血 圧性除く)	15.2%	老衰	8.9%	肺炎	7.7%	その他呼吸 器疾患	6.1%

出典：人口動態統計

2) 性・年齢等別自殺者数の状況

本市の平成30～令和4年の20歳以上の自殺者数合計79人（男性50人、女性29人）について、性・年齢区分・職の有無・同居有無別で分け、多い順でみると、男性40～59歳有職同居が最も多く、次いで女性60歳以上無職同居、女性40～59歳無職同居となっています。【図3、表2】

【図3. 檀原市の自殺の概要（H30～R4 合計）】



出典：自殺統計（自殺日・住居地）（警察庁）

【表2. 檀原市の主な自殺の特徴（H30～R4 合計）】

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位:男性 40～59歳有職同居	12人	14.1%	19.3%	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
2位:女性 60歳以上無職同居	10人	11.8%	13.2%	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3位:女性 40～59歳無職同居	6人	7.1%	15.3%	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺
4位:男性 60歳以上無職同居	6人	7.1%	12.9%	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺
5位:男性 40～59歳有職独居	5人	5.9%	54.0%	配置転換（昇進/降格含む）→過労+仕事の失敗→うつ状態+アルコール依存→自殺

順位は自殺者数の多さにもとづいている。

*自殺死亡率の母数（人口）は令和2年国勢調査を元に、いのちを支える自殺対策推進センターにて推計したもの。

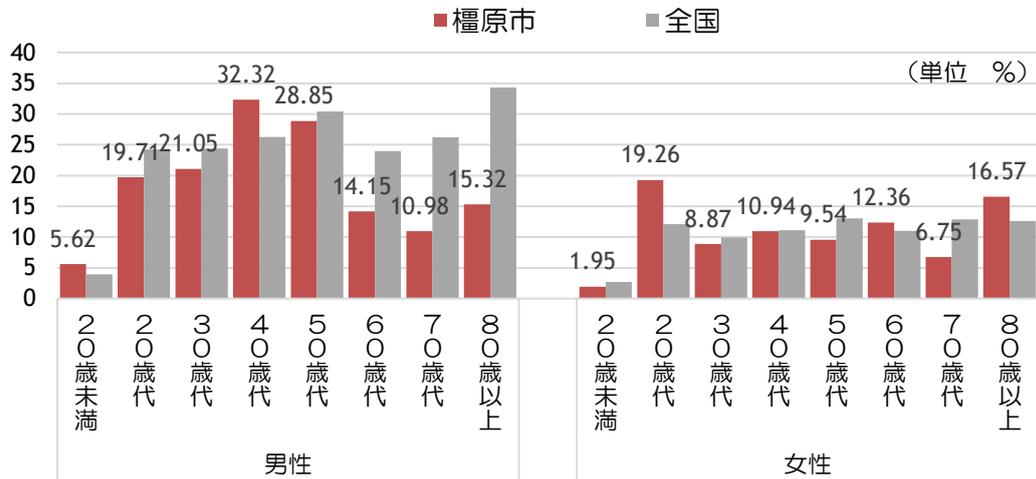
**「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013（ライフリンク）を参考として推定したもので、特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、提示された経路が唯一のものではない。

出典：地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）（厚生労働省）

性・年代別の自殺死亡率は全国と比較し、本市は男性 20 歳未満・40 歳代、女性 20 歳代・60 歳代・80 歳以上において、自殺者数の割合と自殺率が共に高くなっています。【図 4, 図 5】

【図 4. 性・年齢別自殺死亡率（H30～R4 合計）】

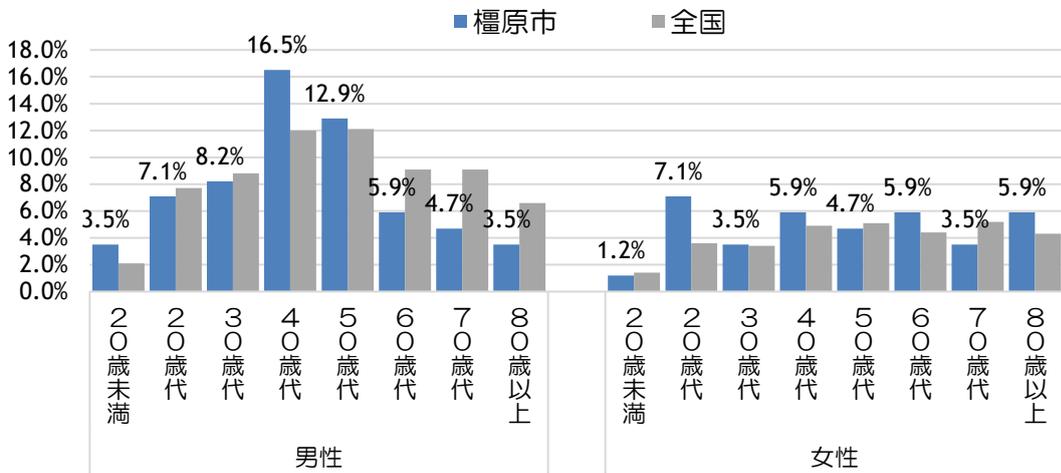
性・年代別の自殺死亡率（10万対）



出典：自殺統計（自殺日・住居地）（警察庁）

【図 5. 性・年齢別自殺者割合（H30～R4 合計）】

性・年代別の自殺者割合

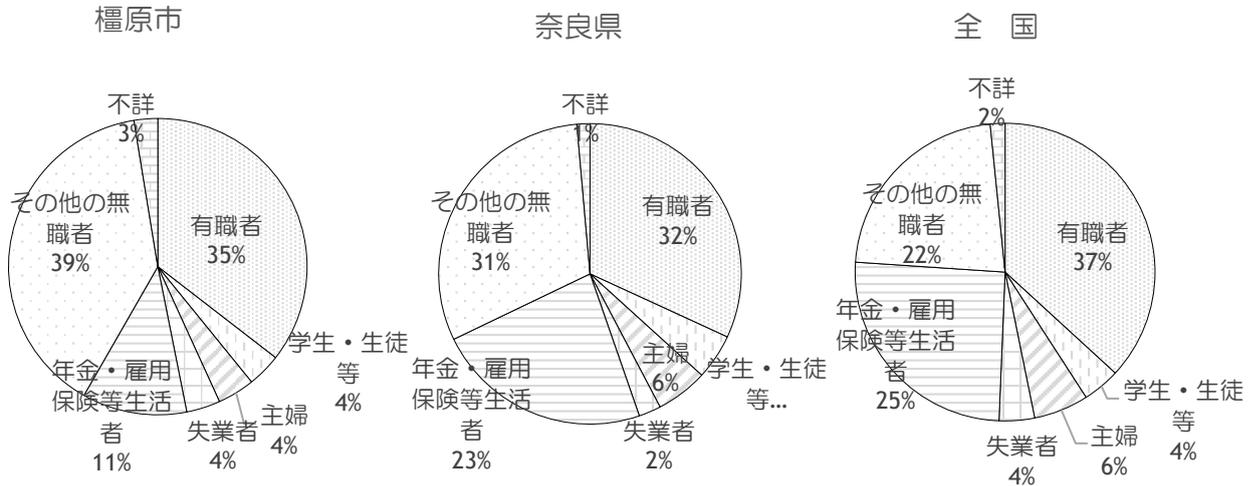


出典：自殺統計（自殺日・住居地）（警察庁）

3) 職業別状況

職業別割合は、その他の無職者が最も多く（39%）次いで有職者（35%）となっています。国・県と比較して、年金・雇用保険等生活者の占める割合が低く、その他の無職者の占める割合が高くなっています。【図6】

【図6. 職業別割合（H25～R4 合計）】

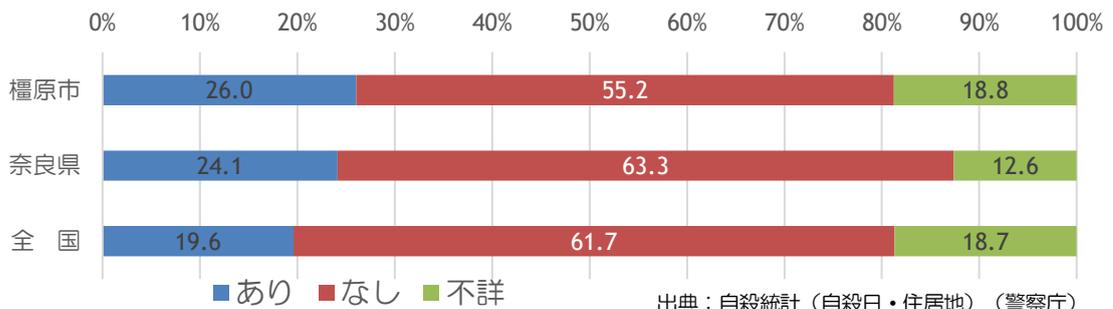


出典：自殺統計（自殺日・住居地）（警察庁）

4) 自殺未遂歴の状況

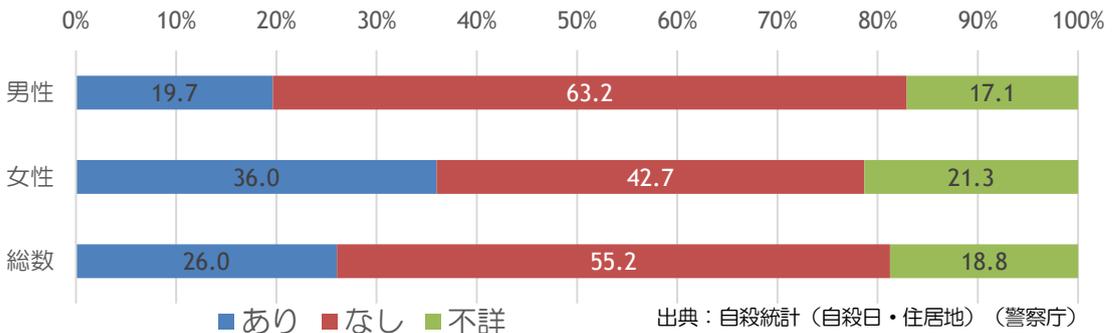
平成25年から令和4年の本市の自殺者のうち、自殺未遂歴があったことが分かっている人は、26.0%となっています。【図7】
性別でみると女性の方が高い傾向となっています。【図8】

【図7. 自殺未遂歴の割合（H25～R4 合計）】



出典：自殺統計（自殺日・住居地）（警察庁）

【図8. 橿原市の性別自殺未遂歴の割合（H25～R4 合計）】

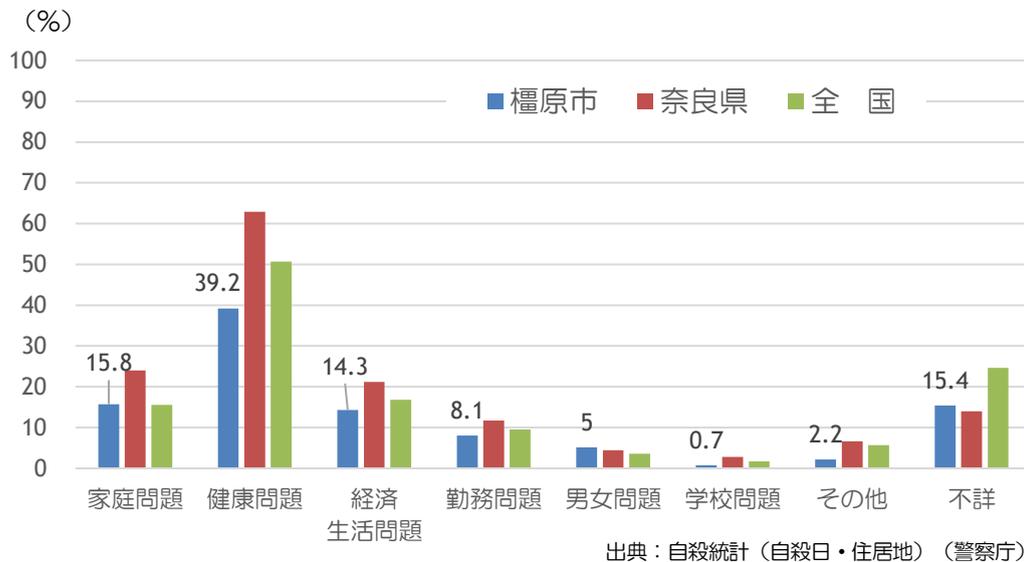


出典：自殺統計（自殺日・住居地）（警察庁）

5) 原因・動機別状況

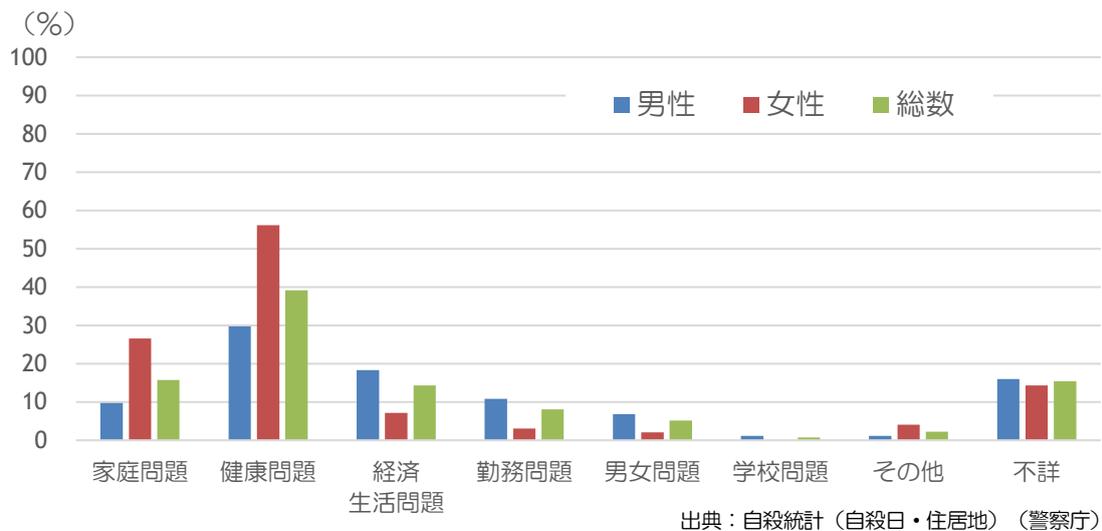
自殺にいたる原因や動機については、様々な要因が複合的に絡み合っていますが、自殺の主な原因・動機別状況を見ると、約40%の人が「健康問題」を抱えており、「家庭問題」を15.8%、「経済・生活問題」を14.3%の人が抱えていることが分かりました。【図9】

【図9. 原因・動機別の割合（不詳を含めず）（H25～R4 合計）】



本市の男女別でみると「家庭問題」「健康問題」は女性の方が多く、「経済・生活問題」「勤務問題」「男女問題」は男性の方が多くなっています。【図10】

【図10. 橿原市の原因・動機別の割合、男女別（不詳を含めず）H25～R4 合計】



2. 休養・こころの健康づくりに関する現状

1) 市民アンケート結果

令和4年12月に20歳以上の市民を対象に、健康づくりに関するアンケート調査を実施したところ、以下の状況となっていました。

◆市民アンケートの概要

調査対象	市内在住の20歳以上の男女
調査方法	郵送配布・回収
調査期間	令和4年12月9日（金）～令和5年1月10日（火）
回収結果	配布数2,000件 有効回答数730件（有効回収率36.5%）

◆回答者属性

調査数	男性				女性						無回答							
	20歳 ～ 29歳	30歳 ～ 39歳	40歳 ～ 49歳	50歳 ～ 59歳	60歳 ～ 65歳	65歳以上	20歳 ～ 29歳	30歳 ～ 39歳	40歳 ～ 49歳	50歳 ～ 59歳		60歳 ～ 65歳	65歳以上					
730	292	429	2	7	730	16	22	41	37	24	152	30	36	55	65	27	214	11
100	40.0	58.8	0.3	1.0	100	2.2	3.0	5.6	5.1	3.3	20.8	4.1	4.9	7.5	8.9	3.7	29.3	1.5

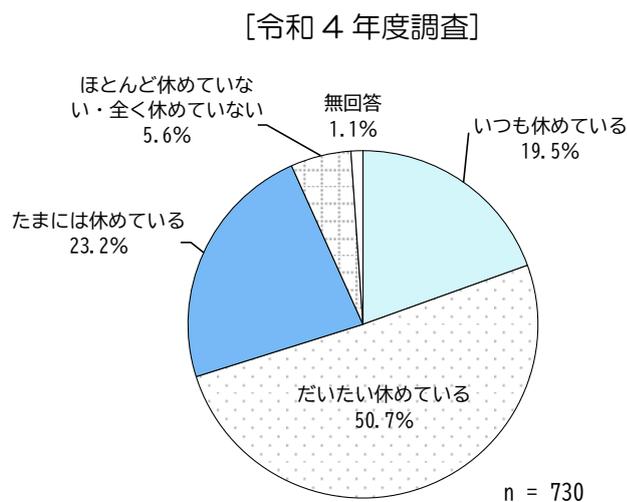
上段：件数、下段：%

(1) 休養の状況

① 疲れを感じたら、身体を休めるようにしていますか。【図11】

疲れを感じたら「だいたい休めている」の割合が50.7%と最も高く、次いで「たまには休めている」の割合が23.2%、「いつも休めている」の割合が19.5%となっています。

【図11. 疲れを感じたら身体を休めるようにしていますか】

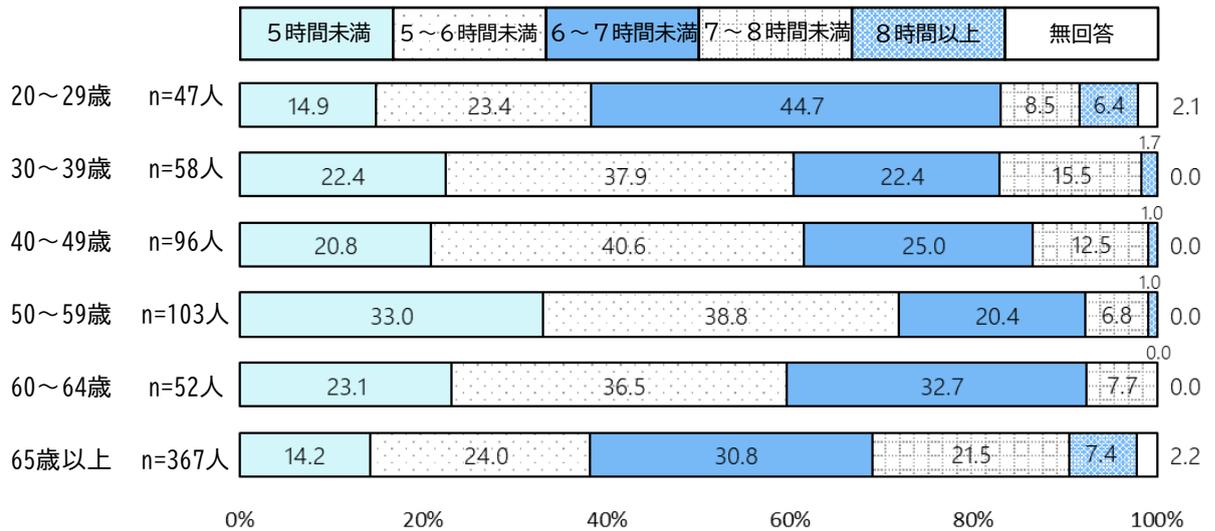


② 睡眠時間は平均どれくらいですか。【図 12】

年代別にみると「6 時間未満」20～29 歳で約 4 割が、30～59 歳で 6 割以上となっています。

※なら健康長寿基本計画では 20～59 歳では、6～9 時間睡眠の人の割合、60 歳以上では、6～8 時間睡眠の人の割合を増やすことを目標にしています。

【図 12. 睡眠時間は平均どれくらいですか】

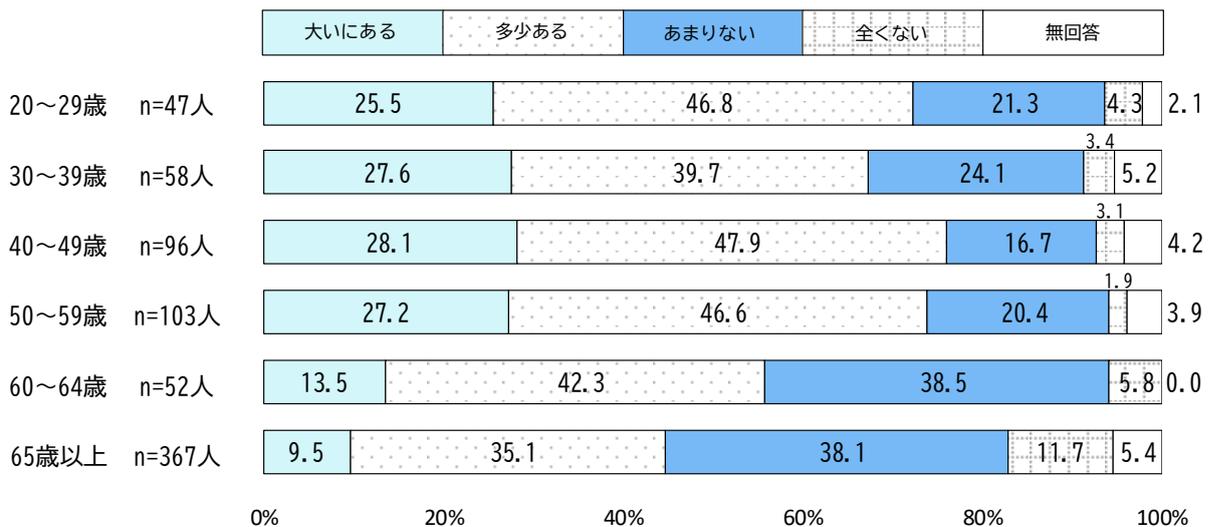


(2) ストレスの状況

① 最近 1 か月間でストレスを感じたことがありますか。【図 13】

「大いにある」「多少ある」を合わせたストレスを感じている人の割合は、20～59 歳で約 7 割となっています。60～64 歳では 55. 8%、65 歳以上では 44. 6%となっています。

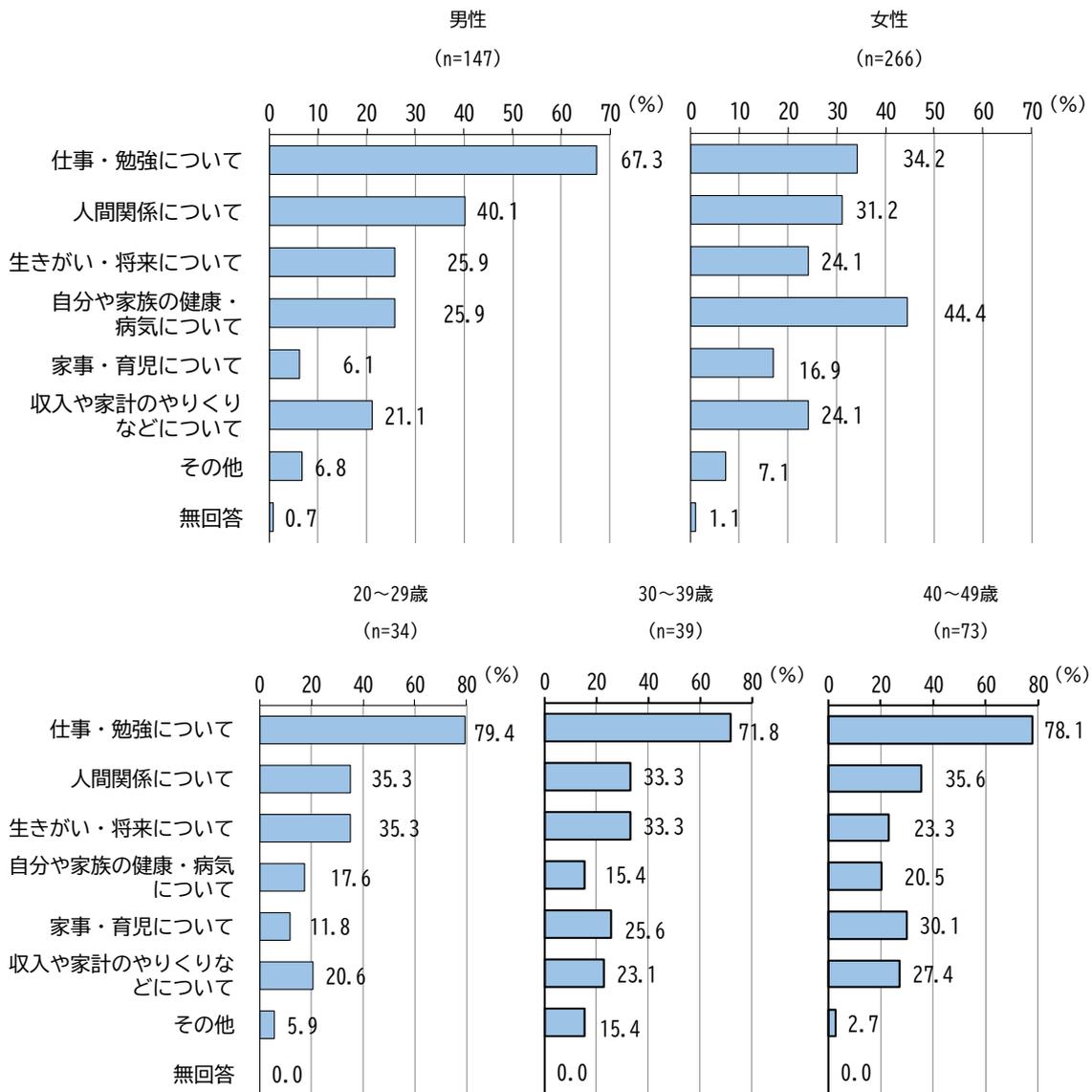
【図 13. 最近 1 か月の間でストレスを感じたことがありますか】

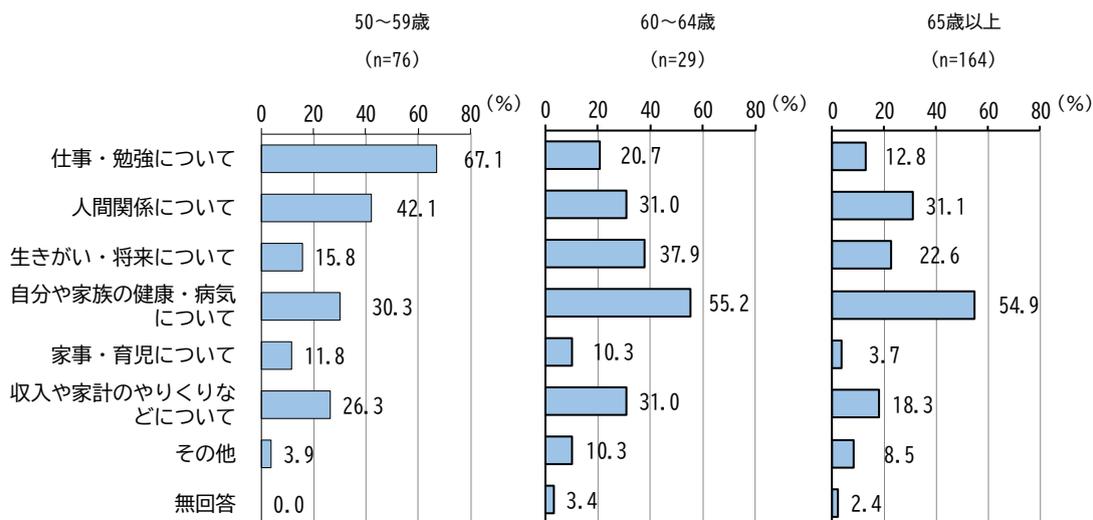


② ストレスを感じる方はどのようなストレスを感じますか【図 14】
 (最近 1 か月の間にストレスを感じたことがあると答えた人のみ回答) (複数回答)

男性では「仕事・勉強」に関するストレスが最も多くなっています。
 女性では「自分や家族の健康・病気について」が最も多くなっています。
 年代によってストレスの内容は異なり、20 歳代～50 歳代では「仕事・勉強」が、60 歳以上では「自分や家族の健康・病気について」の割合が高くなります。

【図 14. ストレスを感じる方はどのようなストレスを感じますか (複数回答)】



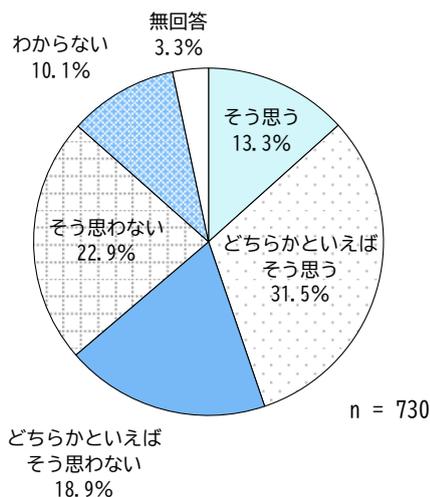


③ 悩みを抱えた時やストレスを感じた時に、誰かに相談したり助けを求めたりすることにためらいを感じますか。【図 15】

「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」をあわせた“そう思う”の割合が44.8%、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」をあわせた“そう思わない”の割合が41.8%、「わからない」の割合が10.1%となっています。

【図 15. 悩みを抱えた時やストレスを感じた時に、誰かに相談したり助けを求めることにためらいを感じますか】

[令和 4 年度調査]



(3) 自殺について

① 身近な人から死にたいと打ち明けられたとき、どう対応するのが良いと思いますか。【図 16】

「ひたすら耳を傾けて聞く」が、男女とも、最も多くなっています。男性では次いで「死んではいけないと説得する」、女性では次いで「死にたいぐらい辛いんだねと共感を示す」が多くなっています。

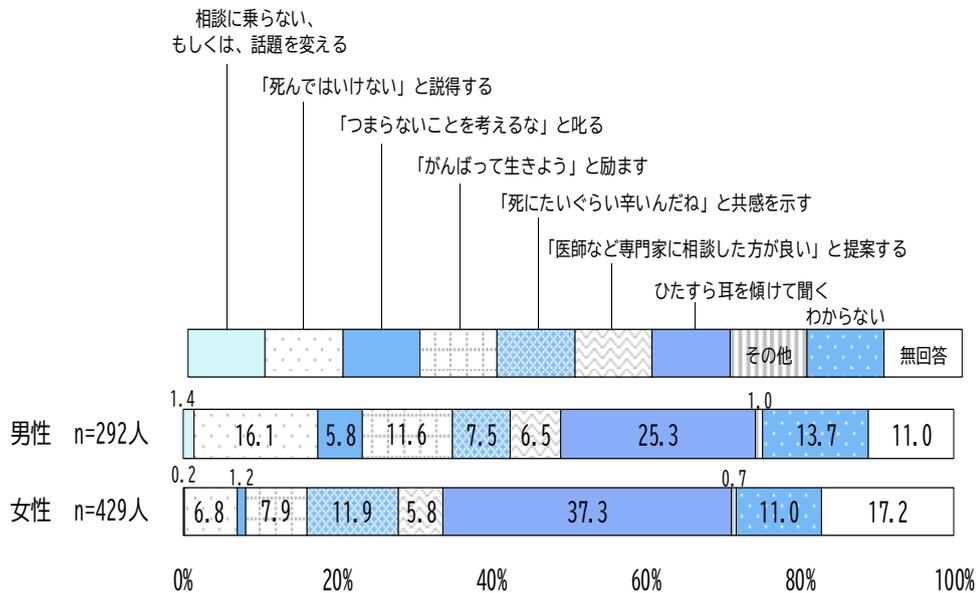
※ゲートキーパー手帳（奈良県）P.6 より

3. 聴く

「自殺したい」と打ち明けられたら

- | | |
|-----------|---|
| すべきこと | ① 真剣に耳を傾ける
② 感情を理解、受け止める
③ 沈黙に耐える
④ 共感する
⑤ 治療を勧める |
| してはならないこと | ① 話をそらす
② 一方的に話す
③ 常識を述べ説得する
④ 安易に解決策を示す
⑤ 励ましをする |

【図 16. 身近な人から「死にたい」と打ち明けられたとき、どう対応するのが良いと思いますか】

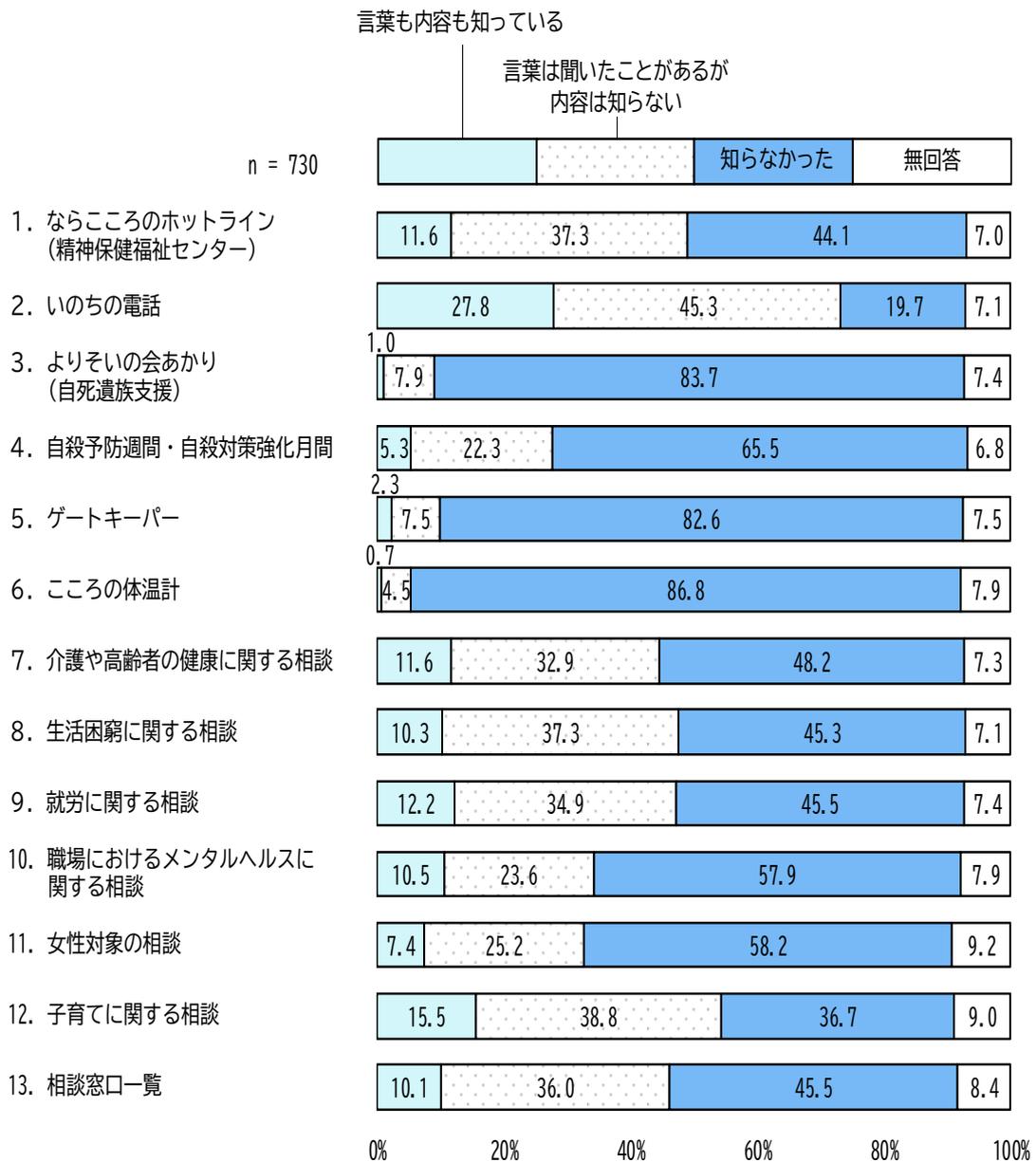


② あなたは、自殺対策に関する以下の事柄について知っていましたか。次の1～13の項目について、それぞれ○をつけてお答えください。【○はひとつずつ】

【図 17】

『2. いのちの電話』で「言葉も内容も知っている」「言葉は聞いたことがあるが内容は知らない」の割合が、『3. よりそいの会あかり（自死遺族支援）』『5. ゲートキーパー』『6. こころの体温計』で「知らなかった」の割合が8割以上と高くなっています。

【図 17. あなたは、自殺対策に関する以下の事柄について知っていましたか】



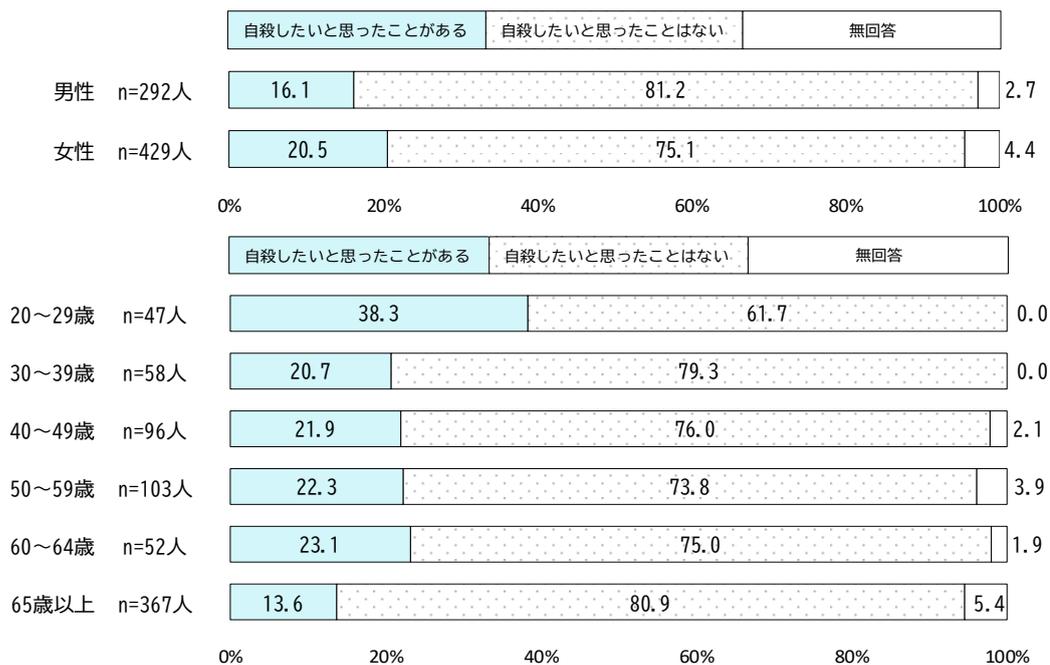
③ これまでの人生のなかで、本気で自殺したいと考えたことがありますか。

【図 18】

「本気で自殺したいと考えたことがありますか」という問いに対しては、男性ではおよそ 6 人に 1 人、女性では 5 人に 1 人が自殺を考えたことがあると答えています。

年代では 20 歳代で考えたことが「ある」と答えた人が多くなっており、約 3 人に 1 人となっています。

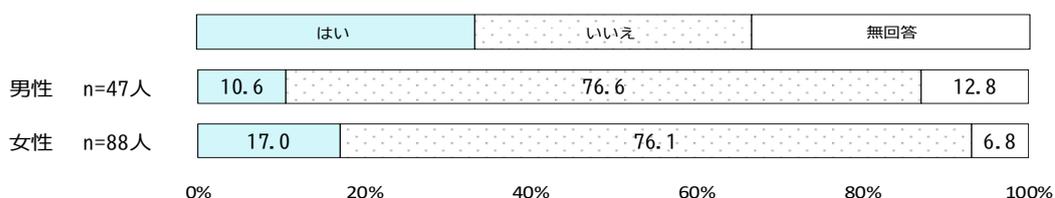
【図 18. これまでの人生のなかで、本気で自殺したいと考えたことがありますか】



④ 【これまでの人生で本気で自殺したいと考えたことがある人の中で】、最近 1 年以内に自殺したいと思ったことがありますか。【図19】

これまでの人生のなかで本気で自殺したいと考えたことがある人のうち、男性は約 10 人に 1 人、女性は約 6 人に 1 人が、最近 1 年以内に自殺したいと思ったことがあると答えています。

【図 19. 最近 1 年以内に自殺したいと思ったことがありますか】

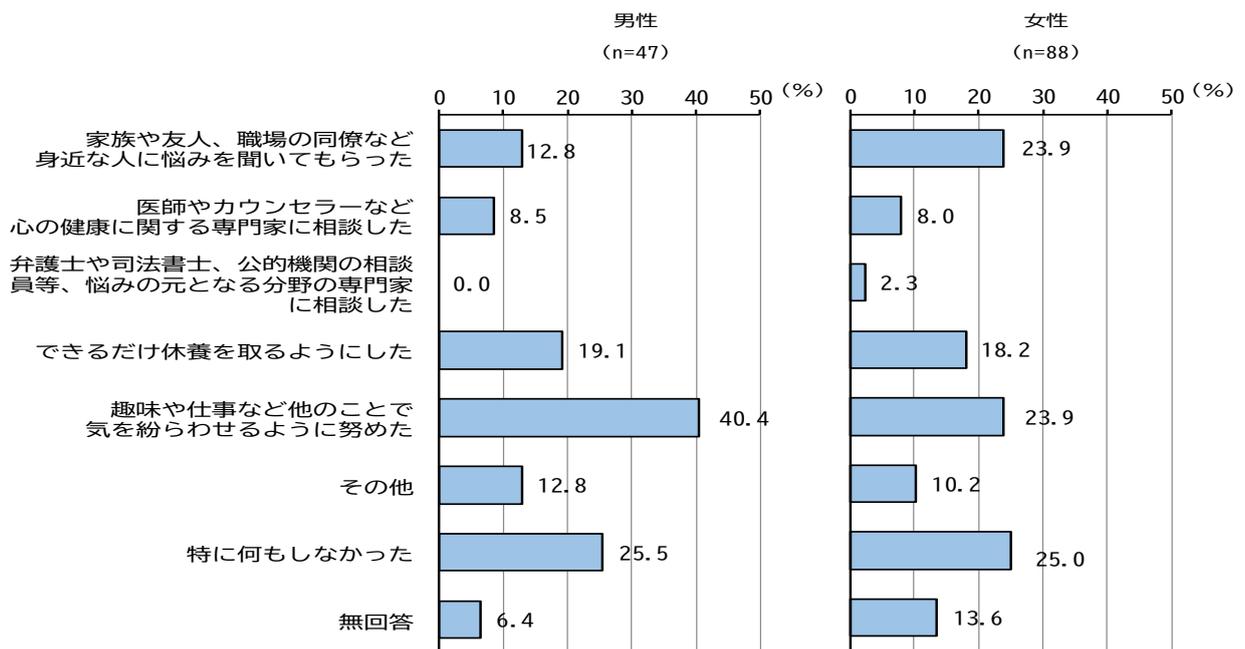


⑤ 「自殺したい」と考えたとき、どのようにして乗り越えましたか。【図 20】
 (これまでの人生で本気で自殺したいと考えたことがある人のみ回答) (複数回答)

男性は「他のことで気を紛らわせるように努めた」が最も多く、次いで「何もしなかった」が多くなっています。女性は「何もしなかった」が最も多く、次いで「身近な人に悩みを聞いてもらった」と「他のことで気を紛らわせるように努めた」が多くなっています。

男性では「悩みの元となる分野の専門家に相談した」が0人で、男女とも8%程度が「心の健康に関する専門家に相談した」となっています。また男女とも、4人に1人程度の人々が「特に何もしなかった」と答えています。

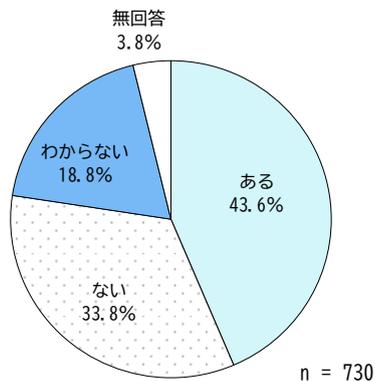
【図 20. 「自殺したい」と考えたとき、どのようにして乗り越えましたか (複数回答)】



⑥ あなたには、自分の家以外で、安心して通える場所がありますか。【図 21】

「ある」の割合が43.6%と最も高く、次いで「ない」の割合が33.8%、「わからない」の割合が18.8%となっています。

【図 21. あなたには、自分の家以外で、安心して通える場所がありますか】



3. 平成30年から令和4年の檀原市の推移

- 檀原市の自殺者数は増減を繰り返しながら、令和2年ごろまで減少傾向にありましたが新型コロナウイルス感染症拡大以降微増となっており、全国の自殺率も同じような傾向となっています。

平成30年～令和4年	5年間の平均	13.96%
令和2年～令和4年	直近3年間の平均	14.03%
- 檀原市の平成30年～令和4年の自殺者数の合計は85人となっており、男性53人、女性32人で、男性の自殺者は女性に比べ多くなっています。
- 檀原市のこども・若者関連の自殺の割合は全国に比べ高いわけではありませんが、新型コロナウイルス感染症拡大以降、全国の自殺者数は急増していると言われています。
- 檀原市の地域の自殺の特徴
 - 1位「男性40～59歳有職同居」
 - 2位「女性60歳以上無職同居」
 - 3位「女性40～59歳無職同居」自殺者数は男性が多いものの、女性の区分が、2位3位と入っていることが特徴の一つとなっています。
- 檀原市の自殺死亡率
全国と比較し、男性20歳未満・40歳代、女性20歳代・60歳代・80歳以上において、自殺死亡率が高くなっています。
- 自殺者における自殺未遂歴の有無について、自殺未遂歴ありの人の割合は、檀原市（28.2%）であり、計画策定時も、最新のプロファイルにおいても全国（19.5%）・県（22.1%）より高い割合となっており、地域の特徴の一つとなっています。

4. 自殺の実態からみる重点的に取り組む対象

檀原市の自殺の実態を分析した結果や、国から示された「檀原市の主な自殺の特徴」（表2）から、今後、重点的に自殺対策で取り組むべき対象を以下の通りに定めます。

- ① 健康問題や経済・生活問題を抱えた60代以上の男女（高齢者への支援）
- ② 勤務問題、健康問題、経済・生活問題を抱えた40代から50代の男性
- ③ 家庭問題や経済・生活問題を抱えた40代以上の女性

5. 中間評価

令和2年3月に策定した橿原市自殺対策計画における、成果指標に対する評価を市民アンケートを基に中間評価を行いました。令和4年度はコロナ禍にあり、世の中全体の不安な状況が数値に影響しています。

また、評価にあたっては、令和2年度から令和6年度までの5年間について、計画当初と中間値の比較を行い、以下の基準で評価を行っています。

【評価基準】 ○、×：増加・減少それぞれの結果による評価

成果指標	計画策定時	中間値	目標値	評価	データ元
自殺死亡率の減少	(平成28年～平成30年) 16.8%	(令和2～令和4年) 14.0%	(令和8年～令和10年) 11.8%	○	警察庁自殺統計、 県統計課推計人口

【評価】

その時代の景気や情勢に左右されるため、状況に応じた対策が必要である。

【今後の方向性】

計画に沿って実施しながら、国の施策などに柔軟に対応し対策を検討します。

成果指標	計画策定時	中間値	目標値	評価	データ元
「死にたい」と打ち明けられたとき、ふさわしい対応をとると回答した人の割合					
共感を示す	27.7%	10.0%	増加	×	市民アンケート
専門家への相談を提案する	11.3%	6.2%			
ひたすら聴く	51.9%	32.2%			

【評価】

悩みに対してなんらかの対応をされていても、好ましい対応が出来ていないことがうかがえます。ゲートキーパー養成研修を広く周知し、受講者を増やすことで好ましい初期対応ができる人を増やしていく必要があります。

【今後の方向性】

ゲートキーパー養成研修の実施やゲートキーパーの言葉の意味を広報・ホームページ・SNS等で広く啓発します。各課が関係機関に声掛けを行いゲートキーパーの受講者を増やし、好ましい初期対応を知っている人を増やします。

成果指標	計画策定時	中間値	目標値	評価	データ元
自殺予防週間・自殺対策強化月間を知っている人の割合	6.0%	5.3%	増加	×	市民アンケート

【評価】

全体的に認知度が低く、さらなる啓発が必要です。

【今後の方向性】

自殺予防週間や自殺対策強化月間についても広報・ホームページ・SNS等で周知します。また、各課が自殺予防週間や自殺対策強化月間を意識して普段の業務の中で周知、啓発を行います。

成果指標	計画策定時	中間値	目標値	評価	データ元
過去に本気で自殺を考えたことがあると答えた人のうち、最近1年間で自殺したいと思ったことがある人の割合	21.8%	14.6%	減少	○	市民アンケート

【評価】

自殺念慮の数値は減っていますが、依然14.6%が自殺したいと思ったことがあると答えていることから、継続して自殺予防の啓発と居場所づくりを行う必要があります。また、檀原市は自殺未遂者の自殺率が高いことから未遂者支援を強化する必要があります。

【今後の方向性】

窓口対応職員が相談窓口一覧を意識して対応することにより悩みを抱える人が各種相談機関につながるよう支援します。

成果指標	計画策定時	中間値	目標値	評価	データ元
安心して通える場所がある人の割合	—※	43.6%	増加	—	市民アンケート

※ 計画策定時において、値が把握できていないもの。中間評価値と最終評価値で評価を行うこととする。

【評価】

自分の家以外で安心して通える場所が増加するよう、さらに対策が必要です。

【今後の方向性】

引き続き住みよいまちづくり、なじみの人間関係の構築をめざして、あらゆる年代、世代での居場所づくりの支援に各課取り組みます。

成果指標	計画策定時	中間値	目標値	評価	データ元
各種相談窓口を知っている人の割合 (介護や高齢者の健康に関する相談、生活困窮に関する相談、就労に関する相談、職場におけるメンタルヘルスに関する相談、女性対象の相談、子育てに関する相談)	—※	11.3%	増加	—	市民アンケート

※ 計画策定時において、値が把握できていないもの。中間評価値と最終評価値で評価を行うこととする。

【評価】

項目により認知度の差があります。

【今後の方向性】

広報・ホームページ・SNSでの周知・啓発を行います。各課が協働し相談窓口一覧の普及をします。

第3章 施策体系

本市の自殺対策は、国が定める、すべての市町村が共通して取り組むべきとされている6つの「基本施策」と、本市の自殺の実態を踏まえてまとめた6つの「重点施策」で、重層的に対策を講じていきます。

基本施策

1. 地域におけるネットワークの強化
 - ① 関係団体との連携の推進
 - ② 庁内各課の連携の推進
 - ③ 支援のネットワークの強化
2. 自殺対策を支える人材の育成
 - ① 市職員へのゲートキーパー養成の推進
 - ② さまざまな分野の関係機関や関係団体へのゲートキーパー養成の推進
3. 住民への啓発と周知
 - ① 自殺予防週間・自殺対策強化月間を活用した普及啓発の推進
 - ② 市民が集まる各所への自殺予防関連リーフレット等の設置の推進
 - ③ さまざまな場における自殺予防関連情報の周知啓発の推進
 - ④ ライフステージごとや地域生活の場における居場所づくりの推進
 - ⑤ いのちの大切さを伝える教育の推進
4. 自殺未遂者などへの支援の充実
 - ① 自殺未遂者に関わりうる関係者等への専門研修の推進
5. 自死遺族等への支援の充実
6. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育
 - ① 児童生徒へのSOSの出し方に関する啓発の推進

1. 基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を社会全体の課題と捉え、庁内および地域の関係機関との連携およびネットワークの強化に取り組みます。

(2) 自殺対策を支える人材の育成

窓口における各種相談対応の際に、自殺リスクを抱えた市民を早期に発見し、支援へつなぐ気づきを育成するため、市民と接する機会の多い市職員や各種団体に対し、ゲートキーパー研修の実施や、ゲートキーパー研修受講案内・受講推奨を行います。身近な人の自殺のサインに気づき、問題解決につなげることのできる人材を育成します。

(3) 住民への啓発と周知

自殺は「誰にでも起こり得る危機」であり、危機に陥った人の心情や背景への理解を深め、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが大切であるということが社会全体の共通認識となるように普及啓発を行います。ライフステージごとや地域生活の場における居場所づくりを継続して支援します。

(4) 自殺未遂などへの支援の充実

自殺未遂の経験は、自殺最大のリスクファクターとされ、自殺企図に至った背景にある様々な課題の解決を図ることで、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐことが重要です。自殺未遂者等に接する機会の多い関係機関の職員等を対象とした研修及び自治体職員等を対象とした事例検討会等への積極的な参加を推進します。

(5) 自死遺族などへの支援の充実

自殺が生じた場合に家族や職場の同僚等に与える影響を最小限とし、新たな自殺を発生させないことや、発生当初から継続的に遺族等に対する迅速な支援を行います。遺族等が、関連施策を含めた必要な支援情報を得ることができるよう、情報提供を推進するなどの支援を行います。

(6) 児童生徒の SOS の出し方に関する教育

児童生徒がいのちの大切さについて理解を深めるとともに、社会において様々な困難や問題に直面した際に、自殺の背景にある様々な問題への対処方法や支援先に関する情報を早い時期から身につけておけるよう、児童生徒に対するこころの健康づくり、SOS の出し方に関する教育を推進します。

重点施策

1. 子育て期対策

- ① 包括的な支援のための連携の推進
- ② 子育てが困難な状況の家庭への支援の充実
- ③ 子育て期家庭の居場所づくりの推進

2. 女性対策

- ① 相談体制の充実
- ② 居場所づくりの推進

3. 高齢者対策

- ① 包括的な支援のための連携の推進
- ② 高齢者の健康不安に対する対策の推進
- ③ 社会参加の強化と孤独・孤立の予防への対策の推進

4. 生活困窮者対策

- ① 相談支援の推進
- ② 生活支援の充実

5. 無職者・失業者対策

- ① 就業に向けた相談等支援の充実

6. 勤務経営問題対策

- ① 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

2. 重点施策

(1) 子育て期対策

核家族世帯の増加とともに、共働きで子育てをしている家庭も増加しており男女問わず家事・育児等に関してのストレスを感じることが多くなっていると考えられます。市民アンケート結果では、30～40歳代のストレスの原因は、家事・育児に関することが多くなっています。

これらのことから、子育て中家庭に対する自殺対策・こころの健康に関する対策が必要な状況と考え、こども家庭センターをはじめ、様々な支援者が情報を共有し連携を図ることで、継続的かつ包括的な支援を推進します。

(2) 女性対策

青年期から壮年期にかけての女性に対する支援、こころの健康に関する対策をとり、女性に対する相談体制の充実や居場所づくりに努めます。

(3) 高齢者対策

相談支援先の情報の周知や、地域において自殺リスクの高い高齢者を早期に発見し、確実に支援先につなぐよう連携を図ります。また、高齢者とその支援者が、社会的に孤立することなく、他者と関わり、生きがいを感じられるような地域づくりを推進します。

(4) 生活困窮者対策

生活困窮者は、就労の状況だけでなく心身の状況、地域社会との関係性等、多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多く、生活困窮者自立支援制度に基づく支援と自殺対策との連携を図り、課題の整理や解決を図るため包括的な支援を推進します。

(5) 無職者・失業者対策

無職者・失業者では、離職・長期間失業など就労や経済の問題や、それ以外の傷病、障がいや人間関係の問題を抱えている場合があります。そのため、多職種、多分野で支える支援体制づくりを進めます。

(6) 勤務経営問題対策

勤務に対する悩みを抱えた人が適切な相談・支援を受けることができるよう、相談窓口の周知、および自殺予防に関する情報の周知を図ります。

3. 生きる支援関連事業一覧

1. 基本施策

NO.	事務事業名	「生きる支援」実施内容	担当課
【基本施策1. 地域におけるネットワークの強化】			
①関係団体との連携の推進			
1	健康増進事業	自殺対策連絡協議会を開催し、関係機関や民間団体等と連携を図るとともに、自殺対策を総合的に推進する。	健康増進課
②庁内各課の連携の推進			
1	健康増進事業	自殺対策庁内連絡会を開催し、庁内の各部署の連携と総合的かつ効果的な対策を推進する。	健康増進課
③支援のネットワークの強化			
1	—	窓口対応や各種相談等、市民への対応の中で、自殺のリスクが高いと思われる方を把握した場合は、相談窓口一覧等を活用し、事案に応じ必要な関係機関と連携を図り、支援を行う。	全課
2	健康増進事業	生きる支援に関する様々な相談先を掲載した相談窓口一覧を作成・配布することで、市民に対して相談先の周知を図るとともに、各部署の連携促進を図る。	健康増進課
3	飛騨コミュニティセンター管理活用事業	児童館に来所する児童について、地域の小学校の先生と連携を図って見守りを実施する。	飛騨コミュニティセンター
4	大久保コミュニティセンター管理活用事業	児童館に来所する児童について、地域の小学校の先生と連携を図って見守りを実施する。	大久保コミュニティセンター
【基本施策2. 自殺対策を支える人材の育成】			
①市職員へのゲートキーパー養成の推進			
1	—	窓口における各種相談業務やその他の機会を通じて、自殺リスクを抱えた市民を早期に発見し、支援へ繋ぐ役割を担える人材を育成するため、市職員（非常勤職員を含む）に対するゲートキーパー研修を行う。	人事課 健康増進課
②さまざまな分野の関係機関や関係団体へのゲートキーパー養成の推進			
1	健康増進事業	庁内各課が連携している各種関係機関や関係団体等に対して、ゲートキーパー研修を行う。	健康増進課
2	—	各課が連携している各種関係機関や関係団体等に対して、ゲートキーパー研修の受講の案内と推奨を行う。	下記各課
		消防団員	危機管理課
		市内商工業団体	地域振興課
		スポーツ推進委員	スポーツ推進課
		自治委員連合会	市民協働課
		市民生児童委員協議会	福祉総務課
		地域包括支援センターおよび「かしはら街の介護相談室」（中学校区）の職員	長寿介護課
食生活改善推進・運動普及推進員	健康増進課		

NO.	事務事業名	「生きる支援」実施内容	担当課
2	—	こども食堂関係者	こども政策課
		母子保健推進員	こども家庭課
		訪問指導スタッフ	保険年金課
		放課後児童クラブ支援員	人権・地域教育課
		教職員・社会教育指導員	人権・地域教育課
		青少年の街頭指導・相談事業・啓発活動を行う巡回指導員	人権・地域教育課
		博物館展示解説ボランティアガイド	文化財保存活用課
3	学校運営事務	市内小・中学校教職員に対して、奈良県教育委員会で実施しているものを活用し、ゲートキーパー研修の受講の案内と推奨を行う。	学校教育課
【基本施策3. 住民への啓発と周知】			
①自殺予防週間・自殺対策強化月間を活用した普及啓発の推進			
1	広報事業	市民、行政、関係団体を繋ぐ媒体として広報で市の事業等を周知する。また、予防週間や強化月間について紙面掲載を行い、その啓発周知を図る。	秘書広報課
2	図書館管理活用事業	YAコーナーに「まもろうよこころ」を常設展示。また、自殺対策強化月間には、1F入口にて関連図書の展示や関連リーフレットの設置を行うことにより、図書館利用者に自殺予防知識の啓発を行う。	図書館
3	健康増進事業	広報・ホームページ、ポスター・リーフレット掲示等により、自殺予防週間・自殺対策強化月間の周知啓発を行う。	健康増進課
②市民が集まる各所への自殺予防関連リーフレット等の設置の推進			
1	健康増進事業	庁内における相談窓口一覧や自殺予防対策に関するリーフレット等の設置の拡大を図る。	健康増進課
2	—	所管する施設内に相談窓口一覧やリーフレットを設置し、地域住民への啓発と周知を図る。	下記各課
		安心パーク	危機管理課
		ふれあいセンター・児童館	飛騨コミュニティセンター
		ふれあいセンター・児童館・まちづくり館	大久保コミュニティセンター
		市内幼稚園、保育園、こども園	こども未来課
		地区公民館	中央公民館
		八木札の辻交流館	観光政策課
		男女共同参画広場 市民活動交流広場	人権政策課 市民協働課
③さまざまな場における自殺予防関連情報の周知啓発の推進			
1	安心パーク管理事務	地元自治会等への訓練指導・研修の際に命をどう守るかを講義し、大規模災害時における被災者のメンタルヘルス対策を講じる。	危機管理課

NO.	事務事業名	「生きる支援」実施内容	担当課
2	飛騨コミュニティセンター管理活用事業	7月に実施している人権啓発月間時のパネル展示に、自殺予防対策の啓発の内容を展示する。	飛騨コミュニティセンター
3	大久保コミュニティセンター管理活用事業	7月に実施している人権啓発月間時のパネル展示に、自殺予防対策の啓発の内容を展示する。	大久保コミュニティセンター
4	健康増進事業	「こころの体温計」の普及啓発により、市民のストレス自己チェックの普及、こころの健康維持の啓発を図る。	健康増進課
④ライフステージごとや、地域生活の場における居場所づくりの推進			
1	—	<p>生きることの促進要因を増やす取り組みとして、様々な対象に対し、居場所づくりや生きがいづくりに繋がる取り組みを行う。</p> <p>スポーツを通じた居場所づくり</p> <p>健康づくり支援・生涯学習の普及支援・世代間交流の場の提供による居場所づくり</p> <p>ふれあいセンター・児童館の世代間交流の場、地域住民の憩いの場としての活用</p> <p>ふれあいセンター・児童館の世代間交流の場、地域住民の憩いの場としての活用</p> <p>地区公民館利用、中央公民館・体育館での各種教室開催、生涯学習推進事業、家庭教育支援事業における様々な年代の市民の居場所づくり、生きがい支援</p> <p>地域子ども教室等、体験・交流活動をととした地域の子どもの居場所づくり</p> <p>展覧会や啓発活動による外出機会の創出。博物館におけるコミュニケーション機会の創出により心の充実感、自己肯定を生み出す機会をつくる。</p> <p>食事などを通して、幅広い年代の人々との交流を図り、子どもが寛げる居場所であるこども食堂を支援する。</p>	<p>下記各課</p> <p>スポーツ推進課</p> <p>スポーツ推進課</p> <p>飛騨コミュニティセンター</p> <p>大久保コミュニティセンター</p> <p>生涯学習課</p> <p>生涯学習課</p> <p>文化財保存活用課</p> <p>こども政策課</p>
2	地域福祉活動推進事業	地域福祉推進委員会のイベント等を通じて、地域住民同士の支えあいや助け合いの力を醸成することで、地域の「生きること」を支援する力の醸成に繋げる。	福祉総務課
⑤いのちの大切さを伝える教育の推進			
1	交通安全推進事業	幼稚園・小学校児童を対象とした交通安全教室を通して、命は自分で守っていくという命の大切さを啓発する。	都市計画課
2	昆虫館管理活用事業	野外観察会や観察教室、講演会等のイベントの中で、命の大切さについて啓発する。	昆虫館
3	人権啓発事業	個別の人権侵犯事案から自死につながることもあり、あらゆる人権課題の解消に向け、「命の大切さ」を含んだ人権意識の高揚を図る様々な啓発の取り組みを推進していく。	人権政策課
4	小中学校教育課程充実事業	命の授業を通して、子どもたちの命や性の大切さへの理解を促す。	学校教育課
5	保育所・幼稚園管理運営、幼稚園管理事務	菜園活動や飼育等、直接体験を通して、自分も他の命も大切にすることを感ぜられる保育・教育を推進する。	こども未来課

NO.	事務事業名	「生きる支援」実施内容	担当課
【基本施策4. 自殺未遂者などへの支援の充実】			
①自殺未遂者に関わりうる関係者等への専門研修の推進			
1	健康増進事業	研修や事例検討の開催があれば自殺未遂者に関わりうる関係者等へ研修受講を推進する。	健康増進課
【基本施策5. 自死遺族等への支援の充実】			
1	健康増進事業	遺族等と直接接する機会が多い関係機関との連携を図り必要な支援が遺族に届くよう情報を共有する。	健康増進課
【基本施策6. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育】			
①児童生徒へのSOSの出し方に関する啓発の推進			
1	いじめ・不登校対策等生徒指導事業	いじめ・不登校対策にあたる指導員の配置やスクールカウンセラーの配置、適応指導教室の設置・運営を通して、相談の敷居を下げ、早期の問題発見・対応を図るとともに、問題を抱える子どもが周囲に助けを求められるよう、SOSの出し方についての子どもへの啓発を行う。	学校教育課
2	人権教育推進事業	自他の命の大切さを学ぶことを通して、困りごとを周りの人に伝えることができるなかま集団づくりと、SOSの出し方の教育を推進する。	人権・地域教育課

2. 重点施策

NO.	事務事業名	「生きる支援」実施内容	担当課
【重点施策 1. 子育て期対策】			
①包括的な支援のための連携の推進			
1	子ども等医療費助成事業	受給者やその家族への対応において、必要に応じ他機関につなぐなど、連携し支援を行う。	保険年金課
2	母子包括支援事業	妊産婦保健事業、乳幼児保健事業での訪問・相談等を通じて、必要に応じ他機関につなぐなど、連携し支援を行う。	こども家庭課
3	母子・父子自立支援給付金等事務	相談対応を通じて、必要に応じ他機関につなぐなど、連携し支援を行う。	こども未来課
4	放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブにおける対応において、必要に応じ他機関につなぐなど、連携し支援を行う。	人権・地域教育課
5	児童手当等支給事務	保護者に対する相談対応において、必要に応じ他機関につなぐなど、連携し支援を行う。	こども未来課
6	保育所・幼稚園管理運営、幼稚園運営事務	通園するこどもの保護者について、必要に応じ他機関につなぐなど、連携し支援を行う。	こども未来課
7	育児支援事業	子育て相談窓口での相談従事において保育所入所申請に係る事案等、必要に応じ他機関につなぐなど、連携し支援を行う。	こども家庭課
8	子ども・子育て支援事務	ヤングケアラーの実態調査及び、民生委員や介護事業者等取り巻く人々への啓発を行い、早期発見に努める。	こども政策課
②子育てが困難な状況の家庭への支援の充実			
1	子ども家庭総合支援拠点事業	子育てへの不安などに対する相談窓口を設け、多様な専門職による相談を実施している。また、養育支援が特に必要と認められる家庭を対象に家庭児童相談員や養育支援訪問員等が訪問し、相談・指導・助言などの支援を行うとともに、DV等の相談を通じて施設入所の措置を行っている。	こども家庭課
2	児童発達支援事業	発達支援で関わる親子については、障がい受容や子育てに関する悩みを抱えている場合が多いため、個別療育、集団療育、相談事業において、保護者との個別相談により不安・悩みの早期解決を図ることにより自殺予防に繋げる。また必要に応じ、関係機関と連携を図り支援を行う。	こども発達支援課
3	特別支援推進事業	医師等による相談や、幼児療育教室を通じ、子どもの発達や子育てに悩みをもつ保護者に対し、不安・悩みの早期解決を図ることにより自殺予防に繋げる。また必要に応じ、関係機関と連携を図り支援を行う。	こども発達支援課
③子育て期家庭の居場所づくりの推進			
1	育児支援事業	こども広場や子育て支援センター、子育てサークル等、保護者が集い交流できる場を設けることで、子育ての孤立化を防ぐ。また事業運営のなかで必要に応じ他機関につなぐなど、連携し支援を行う。	こども家庭課

NO.	事務事業名	「生きる支援」実施内容	担当課
2	図書館管理活用事業	乳幼児対象のおはなし会等を行い、子育て世代の居場所づくりに繋げる。	図書館
3	保育所・幼稚園管理運営、幼稚園運営事務	未就園児保育の中で、子育ての悩みを出し合ったり話を聞いてもらったりするような人との出会いを設定し、子育ての楽しさを味わいながら互いの交流をもつことで孤立しないようにしていく。	こども未来課
【重点施策 2. 女性対策】			
①相談体制の充実			
1	男女共同参画推進事業	女性が抱える様々な悩みなどの相談窓口を設置し相談者が問題解決に迎えるよう、必要に応じて関係機関につなぐなど、連携し支援を行う。	人権政策課
②居場所づくりの推進			
1	男女共同参画推進事業	女性向けの各種講座や相談等を通して生きる上での居場所づくりとしての機能を果たす。	人権政策課
【重点施策 3. 高齢者対策】			
①包括的な支援のための連携の推進			
1	高齢者地域生活支援事業	地域包括支援センターや「かしはら街の介護相談室」(中学校区)、家族介護支援事業、介護予防事業を通じて、必要に応じ他機関につなぐなど、連携し支援を行う。	長寿介護課
2	高齢者福祉事務	独居高齢者の実態調査や、養護老人ホームへの入所手続きでの対応等において必要に応じ他機関につなぐなど、連携し支援を行う。	福祉総務課
3	介護保険事務	介護に関する相談や、介護保険料の未納者への訪問・相談等での対応において、必要に応じ他機関につなぐなど連携し支援を行う。	長寿介護課
4	後期高齢者医療事業	被保険者やその親族への対応や、保険料の訪問徴収の機会等において、必要に応じ他機関につなぐなど、連携し支援を行う。	保険年金課
②高齢者の健康不安に対する対策の推進			
1	介護保険事務	本人や家族の問題を相談に繋げることにより悩みを軽減することが自殺予防につながるため、介護に関する相談窓口の啓発活動を推進する。	長寿介護課
2	高齢者地域生活支援事業	介護予防教室等、介護予防事業を展開するなかで、高齢期における閉じこもりを予防し、正しい知識の普及啓発を図る。	長寿介護課
③社会参加の強化と孤独・孤立の予防への対策の推進			
1	高齢者生きがいづくり事業	高齢者相互の親睦と理解、地域社会で高齢者が健康的に明るく活動するため市老連・単位老人クラブに運営費用の一部を補助し、高齢者の居場所づくりに繋げる。	福祉総務課
2	文化財保存活用事業	史跡等の実物を見学できる現地説明会の開催を通して、高齢者が家外で人と触れ合える交流を図る場づくりをし、人や社会との接点を生む。	文化財保存活用課

NO.	事務事業名	「生きる支援」実施内容	担当課
【重点施策 4. 生活困窮者対策】			
①相談支援の推進			
1	すまい・空家等対策事業	住宅・建築相談や空き家相談を通して、必要に応じ他機関につなぐなど、連携し支援を行う。	住宅政策課
2	市営住宅等管理事務	家賃収納や納付相談などの際に生活困窮等の状況に応じ、積極的に関連する部署への案内などを行うことにより、当事者が抱える悩みなどの解決を図る。	住宅政策課
3	学校給食事業	滞納徴収・分納相談の際に生活困窮等の状況に応じ、積極的に関連する部署への案内などを行い、必要な支援につなげる。	教育総務課
4	学校就学援助事業	就学援助を申請中の保護者と連絡する際に、家庭の経済状況に関する相談があった場合、必要に応じ他機関につなぐなど、連携し支援を行う。また、就学援助制度について、毎年4月に全児童生徒に広く周知し、申請もれがないようにする。	学校教育課
②生活支援の充実			
1	生活困窮者自立支援事業	自立相談支援、就労支援、就労準備支援、家計改善支援等をおして、相談員が寄り添いながら、課題整理と解決を図り、自殺に繋がるような問題がある場合は相談者の抱える問題に応じて関係機関と情報共有し、適切な連携と対応を行う。	福祉総務課
2	生活保護事務	ケースワークや就労支援を通じて社会生活の意欲向上を図る。また自殺リスクを把握した場合は、関係機関と情報共有・連携して適切な対応を行う。	生活福祉課
3	市営住宅等整備事業	住宅に困窮する低額所得者等の生活の安定を図るため、基盤となる公営住宅の整備や改善に取り組み、入居募集を進めるとともに、入居申し込みなどの際に生活困窮等の状況等に応じ、積極的に関連する部署への案内などを行うことにより、当事者が抱える悩みなどの解決を図る。	住宅政策課
4	保育所・幼稚園管理運営、幼稚園運営事務、私立幼稚園運営補助事務	低所得世帯を対象に、給食の副食に要する費用の一部を補助することにより、生活困窮支援に繋げる。	こども未来課
【重点施策 5. 無職者・失業者対策】			
①就労にむけた相談支援の充実			
1	労働対策事業	「橿原市ふるさとハローワーク」等関係機関と連携し市内商工業を支える労働力の安定確保に努める。「合同企業説明会」を実施し就職希望者への支援を行う。	地域振興課
2	障がい者自立支援事業	就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援等の障害福祉サービス利用により、自立した地域生活を送ることができるよう支援を行う。	障がい福祉課
3	母子・父子自立支援給付金等事務	母子・父子家庭について、ハローワークと連携して就労支援を行う。	こども未来課

NO.	事務事業名	「生きる支援」実施内容	担当課
【重点施策 6. 勤務経営問題対策】			
①職場におけるメンタルヘルス対策の推進			
1	人事・給与管理事務	市職員に対し、メンタルヘルス対策、長時間労働の是正、ハラスメント防止対策の推進を行う。	人事課
2	消防体制維持管理事務	消防団員の健康診断を実施し、こころの健康についての相談があれば、各相談窓口の情報提供を行い、連携した支援を実施する。	危機管理課
3	商工総務管理	市内商工業団体に対して、企業内人権教育等を活用し、メンタルヘルス対策、長時間労働の是正、ハラスメント防止対策の推進を行う。	地域振興課
4	保育所・幼稚園管理運営、幼稚園運営事務	こども園、幼稚園職員に対し、メンタルヘルス対策、長時間労働の是正、ハラスメント防止対策の推進を行う。	こども未来課
5	学校運営事務	市小・中学校教職員に対し、メンタルヘルス対策、長時間労働の是正、ハラスメント防止対策の推進を行う。	学校教育課

第4章 評価

1. 施策の評価

本計画で示す目標を達成するためには、市民、関係機関などの理解と協力を得ながら着実に各種施策の推進を図ることが重要です。このため、事業の実施状況については毎年度進捗確認シートを用いて、確認評価を行います。最終年度には、自殺に関連する計画との整合性を図りながら総合的な評価を行います。

また、自殺対策庁内連絡会ならびに自殺対策連絡協議会により、計画に基づく施策の実施状況や目標の達成状況等を把握し、その効果等を評価するとともに、これを踏まえた施策の見直しと改善を行い、効果的な自殺対策を推進していきます。

2. 成果指標【成果指標一覧】

成果指標		計画策定時	中間値	目標値	データ元
自殺死亡率の減少		16.8%	14.0%	11.8%	警察庁自殺統計、 県統計課推計人口
「死にたい」と打ち明けられたときふさわしい対応の割合	共感を示す	27.7%	10.0%	増加	市民アンケート
	専門家への相談を提案する	11.3%	6.2%		
	ひたすら聴く	51.9%	32.2%		
自殺予防週間・自殺対策強化月間を知っている人の割合		6.0%	5.1%	増加	市民アンケート
過去に本気で自殺を考えたことがあると答えた人のうち、最近1年間で自殺したいと思ったことがある人の割合		21.8%	14.6%	減少	市民アンケート
安心して通える場所がある人の割合		—※	43.6%	増加	市民アンケート
各種相談窓口を知っている人の割合 (介護や高齢者の健康に関する相談、生活困窮に関する相談、就労に関する相談、職場におけるメンタルヘルスに関する相談、女性対象の相談、子育てに関する相談)		—※	11.3%	増加	市民アンケート

※ 計画策定時において、値が把握できていないもの。中間評価値と最終評価値で評価を行うこととする。

